

産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準

平成 3 0 年 4 月

福島市環境部廃棄物対策課

目次

第1	趣旨	1
第2	定義	1
第3	準用規格等	1
第4	最終処分場の構造に関する基準	
1	最終処分場の分類	1
2	共通基準	1
3	遮断型最終処分場の個別基準	6
4	管理型最終処分場の個別基準	7
5	安定型最終処分場の個別基準	15
第5	焼却施設の構造に関する基準	
1	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く）に係る構造基準	18
2	ガス化改質方式の焼却施設に係る構造基準	28
第6	中間処理施設（焼却施設を除く）の構造に関する基準	
1	共通基準	29
2	個別基準	36
	附則	40
	別表	41
	図	45

産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準

第1 趣旨

福島市産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）第12条第3項の規定による産業廃棄物処理施設等の構造に関する基準を定めるものとする。

第2 定義

この基準における用語の意義は、指導要綱第2条及び図1に定めるところによるほか、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）の例によるものとする。

第3 準用規格等

産業廃棄物処理施設等の設計及び施工にあたっては、この基準によるほか次の規格等を準用するものとする。

- 1 日本工業規格
- 2 福島県「開発許可制度の手引 防災基準」
- 3 福島県「共通仕様書 土木工事編」
- 4 その他関連規格等

第4 最終処分場の構造に関する基準

最終処分場の構造に関する基準は、次のとおりとする。

- 1 最終処分場は埋立処分する産業廃棄物の種類により、次の3種類に分類するものとする。
 - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号イに掲げる最終処分場（以下「遮断型最終処分場」という。）
 - (2) 令第7条第14号ロに掲げる最終処分場（以下「安定型最終処分場」という。）
 - (3) 令第7条第14号ハに掲げる水面埋立地を除く最終処分場（以下「管理型最終処分場」という。）
- 2 共通基準

遮断型最終処分場、安定型最終処分場及び管理型最終処分場に係る共通の構造基準は、次のとおりとする。

 - (1) 囲い等

ア 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）の周囲には、みだりに関係者以外の人が埋立地に立ち入るのを防止することができる囲い等必要な措置が講じられていること。

イ 囲いは、人により容易に破壊されず、かつ、人が通り抜けられない構造であり、原則として高さ1.8m以上のネットフェンス又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。

ウ 出入口には、作業時間以外に人が立ち入らないように門扉が設けられ、施錠できる構造であること。

エ 埋立地が人のみだりに立ち入ることができないようになっている事業場内にある場合、又は埋立地の周囲が人のみだりに立ち入ることができない海面、河川、崖等の地形である場合には、その周囲については囲いを設ける必要がないこと。

オ 周辺環境との景観の調和について配慮されたものであること。

(2) 表示等

ア 入口の見やすい箇所に、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第2条第1項第1号の規定により産業廃棄物の最終処分場であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。

イ 立札等の設置場所は、門扉の直近とすること。

(3) 地滑り防止工及び沈下防止工

ア 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合においては、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。

イ 最終処分場を設置する場所が、斜面、崖等である場合には地滑りの有無を、軟弱地盤等である場合には沈下の有無を現地調査、地質・土質調査等の結果を踏まえ細心の注意を払って検討し、必要な地盤支持力等が十分に安全性をもって確保される工法を採用すること。

ウ 地滑り防止工は、滑動力軽減のための排土、地表水の浸透防止工、地下水の排除設備、滑り抑制のための工作物の設置等によること。

エ 沈下防止工は、土質安定処理、地盤置換、杭基礎工、ケーソン基礎工等によること。

(4) 雨水集排水設備

ア 埋立地の周囲には、雨水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止できるコンクリート製の開渠等の設備が設けられていること。

イ 最終覆土が行われた埋立地の表流水を排水できる開渠等を効率的に設置すること。

ウ 開渠等の流末には、必要に応じて防災のための沈砂池又は調整池等が設けられていること。

エ 開渠等の設計勾配は1～2%を原則とし、水路の洗掘及び土砂の堆積の防止が図られるよう十分配慮して決定すること。

オ 開渠等の断面は原則として次式により決定することとし、開渠の余裕度は0.2

- H (H : 水深) 以上で最低 20 cm を下まわらないこと。
- カ 暗渠の流水断面積は管路断面積の 4 分の 3 以下となるよう設計すること。

雨水流出量の算定

$$Q = \frac{1}{360} \times f \times r \times A$$

Q : 雨水流出量 (m³/sec)

f : 地形、地表水の状態による流出係数

r : 流達時間内の 10 年確率の平均降雨強度 (mm/hr)

なお、流達時間は、流域面積が 50 ha 以下の場合 10 分、100 ha 以下の
場合 20 分、500 ha 以下の場合 30 分を標準とすること。

A : 流域面積 (ha)

断面等の決定

$$Q = V \times A$$

Q : 排出流量 (m³/sec)

V : 平均流速 (m/sec)

A : 通水断面積 (m²)

$$\text{なお、} V = \frac{1}{n} \times R^{2/3} \times I^{1/2}$$

n : 粗度係数

R : 径深 (A/P)

I : 水路勾配

P : 潤辺長 (m)

(5) 切土、盛土

盛土堤及び産業廃棄物の埋立に伴って形成される斜面(以下「埋立法面」という。)以外の最終処分場内の道路等の切土及び盛土は、次によること。

ア 切土

(ア) 法面の勾配

地山の土質に対する切土の法面勾配は、土質調査の結果から斜面の崩壊に対して安全である法面勾配とすること。

(イ) 法面等の保護

- a 切土をした後の法面は、原則として張芝等で覆うものとし、必要に応じて法
枠工又は吹き付け工等で覆い、法面上を直接地表水が流れないようにする
こと。

- b 土砂の切土高さが5 mを超える場合には、高さ5 mごとに幅0.5 m以上の小段を設けることとし、小段には必要に応じて土留又は排水工を設けること。
- c 切土をした後に地盤に滑りやすい土質の層があるとき又は湧水等があるときは、滑り防止又は湧水の排除等の措置を講ずること。

イ 盛土

(ア) 法面の勾配

盛土材料及び盛土高に対する盛土の法面勾配は、土質調査の結果から斜面の崩壊に対して安全である法面勾配とすること。

(イ) 盛土材料

盛土材料は、せん断強度が大きく圧縮性の小さい土を使用し、ベントナイトや有機質を含んだ土は使用しないこと。

(ウ) 盛土高

盛土の高さは原則として最高15 mまでとし、直高5 mごとに幅1 m以上の小段を設置すること。

(エ) 法面等の保護

- a 盛土をした後の法面は、原則として張芝等で覆うものとし、必要に応じて法枠工又は吹き付け工等で覆い、法面上を直接地表水が流れないようにすること。
- b 盛土法面の長さが合計20 m以上になる場合は、少なくとも法長の3分の1以上は擁壁工又は法枠工等の永久工作物とすること。
- c 小段には必要に応じて排水工を設けること。

(オ) 段切り

- a 原地盤の横断方向の地表勾配が急峻な場合には、表土を除去した後に段切りを施工し、その上に盛土を行うこと。
- b 段切り高さは50 cm以上幅1 m以上とし、暗渠方向に勾配をとること。

(6) 保安距離

最終処分場の隣接地及び当該隣接地に所在する物件の破壊又は崩壊防止並びに埋立地の管理道路の確保等のため、埋立地と最終処分場境界の間には十分な保安距離を保つこと。

(7) 基準高の設定

ア 埋立地周辺には、測量標を2箇所以上設置し、埋立地の築造、産業廃棄物の埋め立て高さ及び覆土高さ等が常に判別できるようにすること。

イ 測量標の設定は、沈下等の変位のない構造及び位置であること。

ウ 測量標の設計に当たっては、次の設計基準に準拠したものとし、図2の例によること。

○国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月31日国土地第190号）

エ 擁壁等の転倒、滑動及び沈下の状況を測定できる設備を設けること。

(8) 地下水観測井戸

最終処分場周縁の地下水の汚染の有無を監視するため、次の要件を備えた地下水観測井戸が設けられていること。

ア 地下水の流向に沿って埋立地の直下流及び上流に各々1箇所以上の観測井戸を設置し、その深さは原則として埋立地の底盤より低い位置の帯水層までとすること。

イ 井戸の管径は原則として100mm以上とし、各帯水層部にストレーナーを設けて容易に地下水を汲み上げることができる構造とすること。

(9) 搬入道路、管理道路及び場内道路

ア 搬入道路及び管理道路は車両の通行に支障ないものとし、砕石、アスファルト又はコンクリート等により舗装されたものであること。

イ 場内道路は、遮水工等を破損しないものであること。

(10) 消火設備

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。なお、可燃性の産業廃棄物を処分する場合には、消火器、消防用ポンプ、貯水槽その他適切な消火設備が設けられていること。

(11) 洗車設備

ア 産業廃棄物収集運搬車両に付着した土砂等を除去することができる洗車設備が設けられていること。

イ 洗車設備において発生する汚水、土砂等を適正に処理することができる設備が設けられていること。

(12) 管理事務所

最終処分場を適正に維持管理するため、最終処分場内又は近接地に維持管理に必要な図書、機材等を常備した管理事務所が設けられていること。

(13) 搬入管理設備

搬入される産業廃棄物の性状等の確認検査及び搬入量の計量、記録等を行うことができる設備を設けること。なお、当該設備は原則として場内に設けること。

(14) 覆土用土砂の保管設備

最終処分場の場内又は近接地に、遅滞なく覆土を行うのに十分な量の覆土用土砂を保管できる場所が設けられていること。

(15) 隣接地の雨水等の処理

最終処分場を設置することにより隣接地に雨水等が滞水することがないように、必要に応じ排水設備が設けられていること。

(16) 区域杭

ア 埋立地の区域を明確にするため、原則として、その全ての変化点に区域杭が設け

られていること。

イ 区域杭の規格は、コンクリート境界標杭（縦100mm×横100mm×長さ600mm）とし、頭頂部の100mmの部分は赤色で着色すること。

(17) 寒冷地対策設備

寒冷地に設置した最終処分場においては、冬季間の凍結対策、融雪時の増水対策等に十分配慮した設備とすること。

3 遮断型最終処分場の個別基準

遮断型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 上屋

雨水の流入防止及び産業廃棄物の飛散防止のため上屋を設けること。

(2) 外周仕切設備

埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部を除き、次の要件を備えた外周仕切設備が設けられていること。

ア 日本工業規格A1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が 1mm^2 につき25N以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが35cm以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

イ 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

ウ 埋め立てた産業廃棄物と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。具体的には、高分子材料による被覆、塗装等により対応すること。

エ 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。

オ 有害物質の浸出防止のため水密を要するので、コンクリート材の配合、打込み、締固め、養生等について、特に注意して施工すること。また、仕切設備内側を不透水性の材料で被覆するなど、十分な防水措置が講じられていること。

カ 設計及び施工においては、ひび割れを少なくするように注意し、温度変化、乾燥収縮、基礎の不等沈下等に対して鉄筋を十分に配置すること。

キ 外周仕切設備の側面部及び底面部の周囲に、点検路や点検のためのビデオカメラ等の機器を通すことができる空間を設け、目視等により損壊の有無を点検できる構造とすること。

(3) 内部仕切設備

面積が 50m^2 を超え、又は埋立容量が 250m^3 を超える埋立地は、(2)外周仕切設備アからカまでに掲げる要件を備えた内部仕切設備により、一区画の面積がおおむね 50m^2 を超え、又は一区画の埋立容量がおおむね 250m^3 を超えないように区画すること。

4 管理型最終処分場の個別基準

管理型最終処分場に係る構造基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 貯留構造物

埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための貯留構造物は原則として、擁壁又は盛土堤とし、次の要件を備えたもの（以下「貯留構造物」という。）が設けられていること。

ア 擁壁

(ア) 擁壁の種類

擁壁の種類は原則として、重力式コンクリート擁壁、片持ばり式鉄筋コンクリート擁壁、控え壁式鉄筋コンクリート擁壁又は支え壁式鉄筋コンクリート擁壁とすること。

(イ) 擁壁の高さ

擁壁の高さは原則として5 mを標準とすること。

(ウ) 擁壁の安定

自重、土圧、水圧、地震力、積載荷重、積雪荷重、風圧力等に対して構造耐力上安全であること。なお、安全性を確認するために、次の構造計算を十分な安全率を見込んで行うこと。

- a 擁壁、背面盛土及び基礎地盤を含む全体としての安定
- b 転倒に対する安定
- c 滑動に対する安定
- d 基礎地盤の支持力に対する安定
- e 常時及び地震時における安定
- f その他必要な検討

(エ) 排水設備

擁壁の下端にU字溝等の排水設備を設置すること。

(オ) 腐食防止

埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が次により講じられていること。

- a 擁壁等に使用される材料には、コンクリート、鋼材、土砂等があるが、コンクリート、鋼材等は接触する水等の性状により腐食される場合があり、なかでも広く使われているコンクリートについては、酸、海水、塩類、動植物油類等が影響を及ぼすことが知られているので十分に注意すること。
- b 擁壁等の腐食防止対策として、例えばコンクリートの場合にあってはその配合設計、打ち込み、養生等の施工管理での対応のほか、樹脂等による被覆、塗装、アスファルト被覆等の措置を、また、鋼材の場合にあってはモルタル又はコンクリート被覆、樹脂等による被覆、塗装、電気防食、腐食を考慮した厚

さの設定等の措置を講ずること。

イ 盛土堤

(ア) 盛土堤の種類

盛土堤の種類は原則として、均一型盛土堤、ゾーン型盛土堤又は表面遮水型盛土堤とすること。

(イ) 斜面勾配

盛土堤の斜面勾配は、1 : 2 ~ 1 : 3 の範囲内にあること。

(ウ) 堤頂幅

盛土堤の堤頂幅は次の式により算出すること。

$$\text{堤頂幅 (m)} = 0.2H + 2.0$$

H : 堤高 (m)

ただし、最小堤高は5 m及び最小堤頂幅は3 mとすること。

(エ) 小段

盛土堤の高さが5 mを超える場合は、直高5 m以内ごとに幅1.5 m以上の小段を設けること。

(オ) 盛土堤の安定

自重、土圧、水圧、地震力、積載荷重、積雪荷重、風圧力等に対して構造耐力上安全であること。なお、安全性を確認するために、次の構造計算を十分な安全率を見込んで行うこと。

- a 盛土堤、背面盛土及び基礎地盤を含む全体としての安定
- b 滑動に対する安定
- c 基礎地盤の支持力に対する安定
- d 常時及び地震時における安定
- e その他必要な検討

(カ) 表面排水

小段の法尻及び盛土堤の上部には、U字溝等の表面排水設備を設置すること。

(キ) 法面の保護

盛土堤法面は崩壊防止、保護のため張芝等で覆うものとし、必要に応じて法枠工、吹付け工等で覆い法面上を直接地表水が流れないようにすること。なお、法面の法長が合計20 m以上になる場合は、少なくとも法長の3分の1以上は永久工作物とすること。

(ク) 転圧

盛土堤の盛土は、有機質土を除いた良質土をもって施工し、一層の仕上厚は30 cm程度を標準として十分に締固めること。

(ケ) 段切り

斜面勾配が1 : 4より急(25%以上)な斜面に盛土堤を構築するときは、原

地盤を高さ50cm以上、幅1m以上の段切りをすること。

(2) 埋立工法

ア 埋立法面の勾配

埋立法面の勾配は、1：2より緩やか（50%未満）にすること。

イ 埋立法面の造成

埋立法面の造成は、次の要件を備えた土えん堤とすること。なお、埋立法面の造成に用いる土えん堤は、産業廃棄物の貯留構造物として造成するものではないこと。

(ア) 土えん堤の形態

a 埋立法面の垂直高さは、原則として10m以下とし、直高5m以内ごとに幅1.5mの小段を設けること。

b 10mを超える埋立法面の造成を行う場合は、10mごとに幅5mの以上の大段を設けること。

c 土えん堤の垂直高さが10mを超える場合、常時及び地震時における法面の安定計算を行うこと。

d 土えん堤の天端幅は、3m以上とすること。

e 土えん堤はその荷重の影響が可能な限り貯留構造物に及ばないように土えん堤の法尻と貯留構造物の間には必要な距離を確保すること。

(イ) 転圧

土えん堤の盛土は、有機質土を除いた良質土をもって施工し、一層の仕上厚は30cm程度を標準として十分に締固めること。

(ウ) 表面排水

土えん堤の小段、大段及び最上部には、U字溝等の表面排水設備を設置すること。

(エ) 土えん堤の法面保護

埋立法面は崩壊防止、保護のため張芝等で覆うものとし、必要に応じて法枠工、吹き付け工等で覆い、法面上を直接地表水が流れないようにすること。

ウ 埋立法面の修景は、周辺環境との調和を配慮したものであること。

エ 埋立地底盤及び埋立地側面の勾配

(ア) 埋立地底盤

埋立地底盤の斜面勾配は、1：4より緩やか（25%未満）にすること。

(イ) 埋立地側面

埋立地側面の斜面勾配は、原則として1：2より緩やか（50%未満）にすること。

(3) 水質汚濁防止措置

埋立地（内部仕切設備により区画して埋立処分を行う埋立地については、埋立処分

を行っている区画。)からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために次に掲げる措置が講じられていること。

ア 表面遮水工

埋立地には、産業廃棄物の投入のための開口部及びウに規定する保有水等集排水設備の部分を除き、次の(ア)から(ウ)の要件を備えた図3に示す構成の表面遮水工を設けること。ただし、埋立地の土質が不透水性の地盤であれば透水係数が 10^{-7} cm/s e c 以下、岩盤であればルジオン値が1以下であって、それぞれの地盤又は岩盤の厚さが5m以上連続して存在することが明らかな場合は、市長と協議のうえ、表面遮水工を省略することができる。

(ア) 遮水層

遮水層は、次のaからcのいずれかの要件を備えたものであること。ただし遮水層が敷設される基礎地盤のうち埋立地側面については、地形の制約からこれにより難いためやむを得ず1:2より急(50%以上)にする場合には、達するおそれのある保有水等の水位よりも高い位置にある法面に限り、図4に示すよう当該埋立地側面に吹き付けられたモルタルの表面に、保有水等の浸出を防止するために必要な遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート(以下「遮水シート」という。)若しくはゴムアスファルト又はこれらと同等以上の遮水の効力、強度及び耐久力を有する物を遮水層として敷設できること。

a 厚さが50cm以上であり、かつ、透水係数が 10^{-6} cm/s e c 以下である粘土その他の材料の層の表面に遮水シートが次により敷設されていること。

(a) 遮水シートと粘土等の層との間は空隙のないように敷設すること。

(b) 遮水シートは原則として合成ゴム系、合成樹脂系及びアスファルト系とすること。

(c) 遮水シートの厚さは、施工作业及び埋立作業によりその表面に傷が発生した場合、又は、品質が劣化した場合においても十分な強度及び遮水性を確保すること並びに補修等を可能とすることを考慮して、アスファルト系以外の遮水シートについては1.5mm以上、アスファルト系の遮水シートについては3mm以上とすること。

(d) 遮水シートは次の要件を備えたものであること。また、遮水シートの接合部についても同様の性質又は性能を有すること。

i 遮水の効力

遮水シートの材質について埋立地内部の保有水等を浸出させない十分な遮水性を有すること。また、遮水シートの表面に穴、亀裂等が認められないこと。

ii 強度

産業廃棄物又は保有水等により想定される荷重、埋立作業用の車両等による衝撃力、これらにより生じる安定計算上許容しうる基礎地盤の変位並びに想定される温度応力に対し、強度及び伸びにより対応できる性能を有すること。

iii 耐久力

耐久力としては次による性能を有すること。

(i) 耐候性

遮水シートは、紫外線の影響によりその品質が劣化するおそれがあることから、紫外線に長期間暴露したとしても引っ張りに対する遮水シートの強度や伸びの率が、暴露前と比較して大きく劣化しないこと。

(ii) 熱安定性

遮水シートの表面温度は直射日光により夏期には60℃から70℃まで上昇する一方、冬季は氷点下20℃まで低下する可能性があり、また、産業廃棄物の分解反応により埋立地の層の内部の温度が上昇することがあるため、これらの温度変化に対する耐性を有すること。

(iii) 耐酸性、耐アルカリ性

埋立地の保有水等の水素イオン濃度を想定して、酸性及びアルカリ性に耐えうる性質を有すること。このほか、耐油性その他埋め立てられる産業廃棄物の化学的な性状に対する耐性を有すること。

(iv) その他

大気中のオゾンの影響による品質劣化や、曲げによる応力が継続した場合に発生するひび割れに対する耐性を有すること。

iv その他

遮水シートの敷設、接合等において不具合が生じないよう、施工性のよいものであること。

(e) 遮水工構造は図5によること。

b 厚さが5cm以上であり、かつ、透水係数が毎秒 10^{-7} cm/sec以下であるアスファルト・コンクリートの層の表面に遮水シートが次により敷設されていること。

(a) 遮水シートとアスファルト・コンクリートの層との間は空隙のないように敷設すること。

(b) 遮水シートはa (a) から (d) の要件を備えていること。

(c) 遮水工構造は図6によること。

c 不織布その他の物（2重の遮水シートが基礎地盤と接することによる損傷を防止することができるものに限る。）の表面に2重の遮水シート（当該遮水

シートの中に埋立処分に用いる車両の走行又は作業による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さ及び強度を有する不織布その他の物が設けられているものに限る。)が次により敷設されていること。

- (a) 遮水シートを保護する観点から、基礎地盤と遮水シートが接する面に不織布等による保護層を敷設すること。
- (b) 2重の遮水シートの間には、埋立作業又は埋立作業用の車両の走行による衝撃その他の負荷により双方の遮水シートが同時に損傷することを防止することができる十分な厚さと強度を有する不織布、合成樹脂等の材料を挿入すること。
- (c) 遮水シートはa (a) から (d) の要件を備えていること。
- (d) 遮水工構造は図7によること。

(イ) 基礎地盤

基礎地盤は、埋め立てる産業廃棄物の荷重その他予想される負荷による遮水層の損傷を防止するために必要な強度を有し、かつ、遮水層の損傷を防止することができる平らな状態であることとし、次によること。

- a 基礎地盤の施工は、その上部に設けられる遮水層の損傷を防止するため、突起物や角れき等の除去、抜根を行った上で整形、締め固め等を行い、十分な強度を有し、かつ、その表面が平滑になるよう整地すること。
- b (ア) cに規定する遮水層の場合には、基礎地盤の凹凸が遮水シートに及ぼす影響が(ア) a又はbに規定する遮水層よりも大きいと考えられるため、特に平滑に仕上げる必要があること。

(ウ) 遮水層の被覆

遮水層の表面を日射による劣化並びに産業廃棄物の接触又は埋立用重機及び搬入車両の荷重による損傷を防止するために遮水層を次により覆うこと。

a 遮光性不織布

遮水層の表面を必要な遮光の効力並びに十分な厚さ及び強度を有する不織布又はこれと同等以上の物で覆うこと。ただし、日射による遮水層の劣化のおそれがあると認められない場合には、遮光の効力を有する必要はないこと。

b 被覆材

産業廃棄物を埋め立てる前にaに規定する遮光性不織布の表面に砂等を敷き保護すること。被覆に用いる物の材料は原則として砂等の粒径の小さいものを用いることとし、厚さを50cm以上とすること。ただし、遮水層が急斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合には、遮水層の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いても差し支えないこと。

イ 地下水集排水設備

地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には、次により、地下水を有効に集め排出することができる堅固で耐久力を有する管渠その他の集排水設備（以下「地下水集排水設備」という。）を設けること。

- (ア) 地下水集排水設備は、有孔管等を栗石、砂利等のフィルター材で覆った暗渠構造とし、上下流方向には幹線を横断方向には支線を設けること。
- (イ) 集排水管は内径150～300mmを標準とし、その配置間隔は20～40mを標準とすること。
- (ウ) 地下水集排水設備の末端部には、地下水等の水質検査用の採水設備を設けること。

ウ 保有水等集排水設備

埋立地には、保有水等を有効に集め、速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠その他の集排水設備（以下「保有水等集排水設備」という。）を次により設けること。ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てるものについては、この限りでない。

- (ア) 集排水設備は、保有水等が局部的に滞水することなく速やかに集排水し、保有水等を自然流下式でエに示す調整池へ排水できる構造とすること。
- (イ) 集排水管は、底部集排水管幹線（支線を含む。）、法面集排水管及び堅形集排水管を設けるとともに、必要に応じて、埋め立てた産業廃棄物の中間層にも集排水管幹線（支線を含む。）を設けること。
- (ウ) 集排水管の目詰まりを防止し集水機能を確保するため、集排水管は栗石、砕石等の被覆材で被覆工を施すこととし、被覆材の空隙は砂で充填されていないこと。
- (エ) 法面集排水管は、プラスチック製などの耐腐食性の網を用いて被覆材の形成及び固定を行うこと。
- (オ) 集排水管は、幹線の内径にあっては300mm以上、支線の内径にあっては150mm以上とし、支線の配置間隔は20m程度を標準とするとともに、埋立開始直後の短時間降雨の流出現象に対応でき、かつ埋立中においては計画対象流量が管径の50%以内になるよう管路断面を決定すること。
- (カ) 保有水等集排水設備の末端部には、保有水等の水質検査用の採水設備を設けること。
- (キ) 保有水等集排水管の構造は、原則として図8及び図9に示すものであること。
- (ク) 埋立地の開口部が屋根又はシート等で覆われ雨水が入らないように措置されている被覆型埋立地であって、腐敗せず、かつ、保有水が生じない産業廃棄物のみを埋め立てるものにあっては、保有水等集排水設備の設置は必要ないが、被覆

型埋立地であっても、汚泥等の泥状廃棄物を埋め立てるものについては、保有水等集排水設備を設置すること。

エ 調整池

保有水等集排水設備により集められ、オに規定する浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる調整池を次により設けること。

(ア) 調整池は耐水構造とし、亀裂や漏水の生じるおそれのないものとする。

(イ) 調整池の容量は、保有水等集排水設備により集められる保有水等の量、浸出液処理設備の規模等を勘案して設定すること。

オ 浸出液処理設備

浸出液の水質を別表 1 に定める排水基準並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項第 7 号に規定する維持管理に関する計画（以下「維持管理計画」という。）に放流水の水質について達成することとした数値が規定されている場合はその数値に適合させることができる浸出液処理設備を次により設けること。

(ア) 計画処理水量は次式により算出すること。ただし、当式により難しい場合にあってはその根拠を示すこと。

(イ) 浸出液の水量及び水質は大きく変動するので、浸出液処理設備は、調節設備の容量等を十分に勘案してその処理能力を設定すること。

(ウ) 浸出液の水質は、埋立てる産業廃棄物の種類、性状等が類似している他の最終処分場の水質測定結果等を参考にして設定すること。

(エ) 処理水を放流するための放流先（河川等）が確保されていること。

(オ) 放流先までは、管渠等の排水設備で導水すること。

(カ) 埋立廃棄物の飛散防止のための散水用等に浸出液を利用する場合は、排水処理後の処理水に限ること。

$$Q = 1 / 1000 \times C \times I \times A$$

Q：計画処理水量（ m^3 ／日） C：浸出係数

I：降雨量（ mm ／日） A：埋立地集水面積（ m^2 ）

注) 降雨量は、最大月間降雨量の日換算値とすること。また、降雨量のデータは、当該処分場の立地予定地の直近の公的機関における過去 20 年間の観測値を用いること。

(4) 発生ガス処理施設

発生ガスによる火災又は周辺立木の枯死等を防止するため、埋立地には埋立てる産業廃棄物の性状等により必要に応じて通気装置等の発生ガス処理施設を設けること。

(5) 防災設備

降雨等によって下流域の河川、水路等に被害等を生じないように、必要に応じ、防災調整池又は沈砂池等を設けること。なお、防災調整池又は沈砂池等の容量及び構造については、「開発許可制度の手引 防災基準（福島県）」によること。

5 安定型最終処分場の個別基準

安定型最終処分場の構造基準は、共通基準によるほか次のとおりとする。

(1) 貯留構造物

埋め立てる産業廃棄物の流出を防止するための貯留構造物は原則として、擁壁又は盛土堤とし、次の要件を備えたもの（以下「貯留構造物」という。）が設けられていること。

ア 擁壁

(ア) 擁壁の種類

擁壁の種類は原則として、重力式コンクリート擁壁、片持ばり式鉄筋コンクリート擁壁、控え壁式鉄筋コンクリート擁壁又は支え壁式鉄筋コンクリート擁壁とすること。

(イ) 擁壁の高さ

擁壁の高さは原則として5 mを標準とすること。

(ウ) 擁壁の安定

自重、土圧、水圧、地震力、積載荷重、積雪荷重、風圧力等に対して構造耐力上安全であること。なお、安全性を確認するために、次の構造計算を十分な安全率を見込んで行うこと。

- a 擁壁、背面盛土及び基礎地盤を含む全体としての安定
- b 転倒に対する安定
- c 滑動に対する安定
- d 基礎地盤の支持力に対する安定
- e 常時及び地震時における安定
- f その他必要な検討

(エ) 排水設備

擁壁の下端にU字溝等の排水設備を設置すること。

(オ) 腐食防止

埋め立てる産業廃棄物、地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が次により講じられていること。

- a 擁壁等に使用される材料には、コンクリート、鋼材、土砂等があるが、コンクリート、鋼材等は接触する水等の性状により腐食される場合があり、なかでも広く使われているコンクリートについては、酸、海水、塩類、動植物油類等が影響を及ぼすことが知られているので十分に注意すること。

- b 擁壁等の腐食防止対策として、例えばコンクリートの場合にあつてはその配合設計、打ち込み、養生等の施工管理での対応のほか、樹脂等による被覆、塗装、アスファルト被覆等の措置を、また、鋼材の場合にあつてはモルタル又はコンクリート被覆、樹脂等による被覆、塗装、電気防食、腐食を考慮した厚さの設定等の措置を講ずること。

イ 盛土堤

(ア) 盛土堤の種類

盛土堤の種類は原則として、均一型盛土堤、ゾーン型盛土堤又は表面遮水型盛土堤とすること。

(イ) 斜面勾配

盛土堤の斜面勾配は、1 : 2 ~ 1 : 3 の範囲内にあること。

(ウ) 堤頂幅

盛土堤の堤頂幅は次の式により算出すること。

$$\text{堤頂幅 (m)} = 0.2H + 2.0$$

H : 堤高 (m)

ただし、最小堤高は5 m及び最小堤頂幅は3 mとすること。

(エ) 小段

盛土堤の高さが5 mを超える場合は、直高5 m以内ごとに幅1.5 m以上の小段を設けること。

(オ) 盛土堤の安定

自重、土圧、水圧、地震力、積載荷重、積雪荷重、風圧力等に対して構造耐力上安全であること。なお、安全性を確認するために、次の構造計算を十分な安全率を見込んで行うこと。

- a 盛土堤、背面盛土及び基礎地盤を含む全体としての安定
- b 滑動に対する安定
- c 基礎地盤の支持力に対する安定
- d 常時及び地震時における安定
- e その他必要な検討

(カ) 表面排水

小段の法尻及び盛土堤の上部には、U字溝等の表面排水設備を設置すること。

(キ) 法面の保護

盛土堤法面は崩壊防止、保護のため張芝等で覆うものとし、必要に応じて法枠工、吹付け工等で覆い法面上を直接地表水が流れないようにすること。なお、法面の法長が合計20 m以上になる場合は、少なくとも法長の3分の1以上は永久工作物とすること。

(ク) 転圧

盛土堤の盛土は、有機質土を除いた良質土をもって施工し、一層の仕上厚は30cm程度を標準として十分に締固めること。

(ケ) 段切り

斜面勾配が1:4より急(25%以上)な斜面に盛土堤を構築するときは、原地盤を高さ50cm以上、幅1m以上の段切りをすること。

(2) 埋立工法

ア 埋立法面の勾配

埋立法面の勾配は、1:2より緩やか(50%未満)にすること。

イ 埋立法面の造成

埋立法面の造成は、次の要件を備えた土えん堤とすること。なお、埋立法面の造成に用いる土えん堤は、産業廃棄物の貯留構造物として造成するものではないこと。

(ア) 土えん堤の形態

- a 埋立法面の垂直高さは、原則として10m以下とし、直高5m以内ごとに幅1.5mの小段を設けること。
- b 10mを超える埋立法面の造成を行う場合は、10mごとに幅5mの以上の大段を設けること。
- c 土えん堤の垂直高さが10mを超える場合、常時及び地震時における法面の安定計算を行うこと。
- d 土えん堤の天端幅は、3m以上とすること。
- e 土えん堤はその荷重の影響が可能な限り貯留構造物に及ばないように土えん堤の法尻と貯留構造物の間には必要な距離を確保すること。

(イ) 転圧

土えん堤の盛土は、有機質土を除いた良質土をもって施工し、一層の仕上厚は30cm程度を標準として十分に締固めること。

(ウ) 表面排水

土えん堤の小段、大段及び最上部には、U字溝等の表面排水設備を設置すること。

(エ) 土えん堤の法面保護

埋立法面は崩壊防止、保護のため張芝等で覆うものとし、必要に応じて法枠工、吹き付け工等で覆い、法面上を直接地表水が流れないようにすること。

ウ 埋立法面の修景は、周辺環境との調和を配慮したものであること。

エ 埋立地底盤及び埋立地側面の勾配

(ア) 埋立地底盤

埋立地底盤の斜面勾配は、1:4より緩やか(25%未満)にすること。

(イ) 埋立地側面

埋立地側面の斜面勾配は、原則として1：2より緩やか（50%未満）にすること。

(3) 浸透水集排水設備

埋め立てられた産業廃棄物への安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入の有無を確認するための水質検査に用いる浸透水を埋立地から採取することができる採取設備を次により設けること。

ア 浸透水の採取設備は、埋め立てられた安定型産業廃棄物の層を通過した雨水等を採取して水質を検査することにより、安定型産業廃棄物以外の廃棄物の混入の有無を確認するためのものであることから、埋立地内の浸透水を有効に集水及び排水できる堅固で耐久力を有する構造の浸透水集排水設備を設けること。

イ 集排水設備は、浸透水が局部的に滞水することなく速やかに集排水し、浸透水を自然流下式で沈砂池へ排水できる構造とすること。

ウ 集排水管は、底部集排水管幹線及びこれに接続した支線を設けること。

エ 集排水管の目詰まりを防止し集排水機能を確保するため、集排水管は栗石、砕石等の被覆材で被覆工を施すこととし、被覆材の空隙は砂で充填されていないこと。

オ 集排水管は、幹線の内径にあつては300mm以上、視線の内径にあつては150mm以上とし、支線の配置間隔は20m程度を標準とすること。

カ 浸透水集排水設備の末端部には浸透水の水質検査用の採水設備を設けること。

キ 浸透水集排水管の構造は、図8及び図9の例によること。

(4) 防災設備

降雨等によって下流域の河川、水路等に被害等を生じないように、必要に応じ、防災調整池又は沈砂池等を設けること。なお、防災調整池又は沈砂池等の容量及び構造については、「開発許可制度の手引 防災基準（福島県）」によること。

第5 焼却施設の構造に関する基準

焼却施設の構造に関する基準は、次のとおりとする。

1 焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設を除く。）に係る構造基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

ア 焼却施設が設置された敷地には、みだりに関係者以外の人が焼却施設に立ち入るのを防止することができる囲い等必要な措置が講じられていること。

イ 囲いは、人により容易に破壊されず、かつ、人が通り抜けられない構造であり、原則として高さ1.8m以上のネットフェンス又はこれと同等以上の耐久性を有するものであること。

ウ 出入口には、作業時間以外に人が立ち入らないように門扉が設けられ、施錠できる構造であること。

エ 焼却施設が人のみだりに立ち入ることができないようになっている事業場内にある場合、又は焼却施設の周囲が人のみだりに立ち入ることができない海面、河川、崖等の地形である場合には、その周囲については囲いを設ける必要がないこと。

オ 周辺環境との景観の調和について配慮されたものであること。

(2) 表示等

外部の見やすい箇所に、図10に示す標準様式に準じて、産業廃棄物の焼却施設であることを表示する立札等の設備が設けられていること。なお、記載にあたっては、許可内容を列記するとともに、各焼却品目及び処理能力について明示すること。

(3) 雨水等の流入防止設備

焼却施設、保管設備等へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。

(4) 搬入道路

搬入道路は、車両の通行に支障のないものとし、アスファルト等で舗装されたものであること。

(5) 災害防止設備

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消防法その他の関係法令に準拠して適切な消火設備又は防爆設備が設けられていること。

(6) 洗車設備

ア 必要に応じ、産業廃棄物収集運搬車両に付着した土砂等を除去することができる洗車設備が設けられていること。

イ 洗車設備において発生する汚水、土砂等を適正に処理することができる設備が設けられていること。

(7) 駐車設備

焼却施設が設置された敷地内又はその近接地に十分な広さを有する産業廃棄物収集運搬車両、自家用車等の駐車場が設けられていること。

(8) 管理事務所

焼却施設が設置された敷地内又はその近接地に、焼却施設を適正に維持管理するために必要な図書、機材等が常備された管理事務所が設けられていること。

(9) 保管設備

産業廃棄物の受入保管設備及び処理後の残さの保管設備は、次の要件を備えたものであること。

ア 囲い

周囲に次に掲げる要件を備えた囲いが設けられていること。

- (ア) 産業廃棄物の飛散、流出の防止及びみだりに人が保管設備に立ち入ることを防止できること。
- (イ) 人により容易に破壊されず、耐久性を有すること。
- (ウ) 保管設備の出入口は、作業時間以外において(ア)の規定が遵守されること。
- (エ) 保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該加重、自重、積載荷重、地震力、温度応力等に対して構造耐力上安全であること。

イ 掲示板

見やすい箇所に、図11により産業廃棄物の保管設備である旨、その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ウ 飛散、流出、地下浸透及び悪臭防止

保管設備から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置が講じられていること。

- (ア) 液状の産業廃棄物（以下「液状廃棄物」という。）又は飛散しやすい性状の産業廃棄物は屋内に保管すること。
- (イ) 液状廃棄物を保管する場合は、事故時における保管設備からの液状廃棄物の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、液状廃棄物が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。なお、流出防止堤の高さ、側溝の口径、貯留升の容量等は、事故時に流出する産業廃棄物の最大量を仮定して設計すること。
- (ウ) 汚水のしみだすおそれがある、又は雨水等の接触により汚水が発生するおそれがある産業廃棄物を取り扱う場合は、液状廃棄物に準じた措置を講ずること。
- (エ) 著しい悪臭の発生のおそれがある汚泥等の泥液状廃棄物等を保管する場合は、保管設備の密閉化を図り、室内を負圧とする換気設備を設け、この排気は燃焼室に吸引し全て焼却処理するか、脱臭装置を設けるなど適切な方法で悪臭を処理すること。なお、保管設備内に廃棄物が保管されている場合は、焼却施設が稼働していない時でも臭気が拡散しないよう、脱臭装置を稼働させたり、施設内を外気と遮断できる構造とすること。

エ 受入保管量の上限

受入保管設備の受入保管容量（受入保管設備が複数設置される場合は総保管容量）は、当該焼却施設の1日当たりの処理能力に対し、次に掲げる日数分を超えないものであること。

- (ア) 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処

理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合 28日（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、70日）

（イ）廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合 60日

（ウ）（ア）及び（イ）を除く産業廃棄物を保管する場合 14日

オ 順次処理

保管された産業廃棄物を受け入れ順に処理できる構造であること。

カ 特別管理産業廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物の保管設備は、アからオの要件のほか、次に掲げる措置が講じられたものであること。

（ア）仕切り設備

特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等を設けること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

a 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

b 特別管理産業廃棄物である特定施設排出物（焼却施設において生じたばいじん、燃え殻又は汚泥（排ガス洗浄施設から排出されたものに限る。）をいう。以下同じ。）と特定施設排出物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）とを混合する場合であつて、当該産業廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した産業廃棄物の全量を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により処理する場合

（イ）廃油、PCB 汚染物等の揮発等の防止

特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油又は PCB の揮発の防止が図られ、及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないこと。

（ウ）廃酸又は廃アルカリの腐食防止

特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、耐食性容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食が防止できること。

（エ）PCB 汚染物等の腐食防止

PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食を防止すること。

（オ）廃水銀等の飛散等の防止

廃水銀等にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止が図られ、並びに当該廃水銀等が高温にさらされず、及び腐食を防止すること。

(カ) 廃石綿等の飛散防止

特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散を防止すること。

(キ) 腐食防止

腐食するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、耐食性容器等に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐食を防止すること。

(10) 構造耐力

自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、次により構造耐力上安全であること。なお、施設の設計は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下同じ。)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下同じ。)、日本建築学会等において定められた設計基準に準拠していること。

ア 自重

建物を構成する柱、床、屋根、壁、基礎等の荷重のほか、燃焼室、集じん器、誘引送風機、コンデンサ等の機器を含めた荷重、及びクレーン等の動荷重について考慮すること。

イ 積載荷重

機械作業員、見学者等の人荷重のほか、メンテナンス又はオーバーホール時の工具、機器、部品、車両等の一時的な荷重についても考慮すること。

ウ その他の荷重

(ア) 水圧及び土圧

地下室、ピット、擁壁等は、地下水及び土圧が加わるので、一般的に認められている理論等によって構造を決定すること。

(イ) 風圧

強風、台風時に屋根又は壁面にかかる短期的な荷重について考慮すること。

(ウ) 積雪荷重

地域により短期荷重又は長期荷重として考慮すること。

エ 地震力

焼却施設本体、建築物の地上部分、地下部分、屋上から突出する水槽等について十分な耐震性を考慮すること。

オ 温度応力

ラーメン、アーチ等の不静定構造物の設計で温度変化による応力を加味して設計する必要がある場合は、温度応力を考慮すること。

(11) 処理能力

焼却施設の設置許可申請書等に記載した産業廃棄物を定常的に焼却する能力を次により有すること。

ア 処理する産業廃棄物の種類に適した施設形式を採用すること。(別表2参照)

イ 必要な熱しゃく減量、ばい煙の性状、放流水質等を確保しつつ所要の焼却能力を保持すること。

ウ 燃焼室本体と合わせて設置される受入設備、貯留設備、排水処理設備、排ガス処理設備等は、所要の焼却能力を確保できる処理能力をそれぞれ有すること。

エ 焼却能力は、焼却室熱負荷又は火格子焼却率を用いた次式により算出すること。ただし、他に妥当な根拠がある場合はこの限りでない。

$$(ア) \text{ 焼却能力 (kg/時)} = \frac{\text{燃焼室熱負荷(kJ/m}^3\cdot\text{h)} \times \text{燃焼室容積(m}^3\text{)}}{\text{廃棄物の低位発熱量(kJ/kg)}}$$

$$(イ) \text{ 焼却能力 (kg/時)} = \text{火格子焼却率 (kg/m}^2\cdot\text{h)} \times \text{火格子面積 (m}^2\text{)}$$

備考

- 1 焼却室熱負荷は、施設形式、構造、施設規模、燃焼方法、廃棄物の性状等を考慮し、実績等を勘案して定めるものとし、原則として別表3に掲げる数値の範囲内とすること。
- 2 火格子焼却率は、施設形式、構造、1施設当たりの規模、燃焼方法、廃棄物の性状、焼却残さの熱しゃく減量等を考慮し、実績等を勘案して定めるものとし、原則として別表3に掲げる数値の範囲内とすること。
- 3 廃棄物の低位発熱量は、原則として別表4に掲げる数値の範囲内であること。
- 4 燃焼室容積は、焼却施設内の一次燃焼室の容積をいい、二次燃焼室や火格子より下部は含まないこと。(二次燃焼室との区別が明確でない場合は、一次燃焼室に含むこと。)
- 5 熱量の単位としてジュール(J)の代わりにカロリー(cal)を用いてもよいが、 $1 \text{ cal} = 4.184 \text{ J}$ とすること。
- 6 焼却の際、常時助燃装置を稼働させる場合の焼却能力は、(ア)右辺の分子の値から助燃装置の低位発熱量を(kJ/h)を差し引いて求めること。
- 7 ガス化燃焼方式の焼却施設にあつては、(ア)式において、「燃焼室容積」とあるのは「ガス燃焼室(二次燃焼室)容積」とし、「燃焼室熱負荷」とあるのは「ガス燃焼室熱負荷」とすること。

(12) 腐食防止措置

産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生じる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。なお、燃焼室内部、燃焼ガス冷却設備、熱回収設備、排ガス処理設備、通風設備、煙道、煙突及び排水処理設備は次により耐食性を配慮したものであること。

ア 燃焼室内部

燃焼室内部の側壁は、主として粘土質耐火煉瓦のうちシャモット質を用いるものとし、温度に応じてSK32又は34以上の耐火度のあるものとする。また、廃棄物による磨耗のおそれのある部分は、高アルミナ質若しくは炭化けい素煉瓦又はこれらと同等以上の性状を有すること。

イ 燃焼ガス冷却設備

(ア) ボイラ設備（熱回収設備を含む）

- a 飛灰による閉塞及び磨耗がない構造とすること。
- b 給水温度及び蒸気温度を適切に設定できるものとする。
- c 蒸気復水設備の冷却は、腐食のおそれのない水等を媒体とする方法によること。また、気象、余剰蒸気量、蒸気タービンの通過蒸気量等負荷の変動を考慮して、容量に余裕を持つものであり、腐食対策を講ずること。

(イ) 水噴射式ガス冷却設備

噴射ノズルは腐食対策を講じ安易に脱着できるものとする。

ウ 排ガス処理設備

(ア) 接ガス部の材質は、SUS304、FRP若しくはSS400に腐食対策を講じたもの、又はこれらと同等以上の性状を有するものを用いること。

(イ) ダクトのフランジ継手部、マンホールドア、軸の貫通部等空気漏れの可能性のある部分は十分気密が保たれる構造とすること。屋外式のものでは特に雨じまいに留意し、保温剤が吸湿することを避けられるものとする。

エ 通風設備

押込送風機又は誘引通風機は、長期間にわたり安全に運転が行われるよう用途に適した材質を用いること。

オ 煙道

(ア) 高温部の煙道は、接ガス部の鋼材温度が350℃以上とならないように、内面に耐火物によるライニングを施す等の措置を講ずること。

(イ) 低温部の煙道は、有害ガス除去装置などによって多量の水分が付加されており、ダクトが腐食しやすいのでアルマめっき等の措置を講ずること。

カ 煙突

防食ライニング等により腐食から保護されたもので、かつ、減肉、孔食等の経年劣化を考慮したものとする。

キ 排水処理設備

排水の性状に応じ各装置は腐食対策を講ずること。

(13) 飛散、流出及び悪臭防止

産業廃棄物の飛散、流出及び悪臭を防止するため、次により必要な措置が講じられていること。

ア 飛散、流出防止対策

(ア) 液状廃棄物を取り扱う場合は、事故時における受入設備、焼却設備等からの液状廃棄物の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、液状廃棄物が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。なお、流出防止堤の高さ、側溝の口

径、貯留升の容量等は、事故時に流出する産業廃棄物の最大量を仮定して設計すること。

(イ) 汚水のしみだすおそれがある、又は雨水等の接触により汚水が発生するおそれがある産業廃棄物を取り扱う場合は、当該産業廃棄物の性状に応じ、液状廃棄物に準じた措置を講ずること。

(ウ) 木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等の粉じんの発生や飛散しやすい産業廃棄物を取り扱う場合は、散水装置等の粉じん防止措置を講ずること。

(エ) 前処理として破碎処理又は選別処理を行う場合は、破碎等によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために、それぞれの装置を屋内設置又は周囲を囲う構造とし、かつ、集じん器を設置するなど必要な措置を講ずること。

イ 悪臭防止対策

著しい悪臭の発生のおそれがある汚泥等の泥液状廃棄物等を取り扱う場合は、施設の密閉化を図り、室内を負圧とする換気設備を設け、この排気は燃焼室に吸引し全て焼却処理するか、脱臭装置を設けるなど適切な方法で悪臭を処理すること。

(14) 騒音及び振動防止

著しい騒音及び振動を発生し、周辺的生活環境を損なわないものであり、次による措置が講じられていること。

ア 空気圧縮機、送風機等は、低騒音及び低振動型のものを採用するとともに、距離減衰等による減衰が確保できない場合は防音及び防振設備を設けること。

イ 重機は、低騒音型のものを使用するとともに、施設設置場所によっては、ゴムホイール又はゴムクローラ仕様のものを使用すること。

ウ 機器の配置や建物の構造は、音源の種類や減衰距離を考慮した設計とし、音の反射や共鳴現象、関連機器との共振現象等が発生しないものとする。

(15) 排水処理設備

ア 焼却施設から公共用水域等に排水を放流する場合は、処理水の水質を別表1に定める排水基準及び維持管理計画に放流水の水質について達成することとした数値が規定されている場合はその数値に適合させることができる排水処理設備が次により設けられていること。

(ア) 原則として、焼却施設設置の敷地内に設けられていること。

(イ) 排水を放流するための放流先(河川等)が確保され、かつ、放流先までは管渠等の排水設備で導水すること。

(ウ) 排水の種類と性状によって、また、排水の生じる工程によって汚染物の種類が異なるので適切な処理方法を選定すること。

イ 焼却施設内への噴霧等による敷地内処理を行う場合は、次によること。

(ア) 燃焼ガス冷却設備への噴霧用として利用する場合は、悪臭物質発生などの懸念から排水処理後の処理水に限ること。

(イ) 循環使用する場合及びワンスルーの場合でも、塩類の蓄積濃度により、希釈水量、噴霧ノズル形式等に留意すること。

(16) 受入設備及び貯留設備

産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備が次により設けられていること。

ア 受入設備

(ア) 施設に搬入される産業廃棄物量、搬出する焼却残さ量、出入運搬車両数量等を正確に把握し、施設の管理を合理的に行う目的から計量装置を設置すること。

(イ) 産業廃棄物を燃焼室に投入する供給装置は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するとともに供給する産業廃棄物が飛散、流出しない構造とすること。また、必要に応じて飛散、流出防止措置を講ずること。

(ウ) 産業廃棄物収集運搬車両から供給装置又は保管設備への投入作業等を円滑に行うための作業敷地は、十分な広さを有すること。

イ 貯留設備

焼却施設に設けられる焼却残さの貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するとともに残さ物が飛散、流出しない構造とすること。また、必要に応じて飛散、流出防止措置を講ずること。

(17) 定量供給装置

外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に産業廃棄物を燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設、1時間当たりの処理能力が2t未満の焼却施設にあつては、この限りでない。なお、供給装置は、プッシャー式、スクリュース式、ロータリーフィーダー式等とし、産業廃棄物の種類、処理能力によって選択すること。

(18) 燃焼室

次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。

ア 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃（廃PCB等の焼却施設にあつては1,100℃）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

イ 燃焼ガスが、800℃（廃PCB等の焼却施設にあつては、1,100℃）以上の温度を保ちつつ、燃焼室出口を通過するまでに2秒以上滞留できるものであること。

ウ 外気と遮断するために、燃焼室は密閉構造とし、産業廃棄物の投入口は二重扉又は同等の設備を設置すること。

エ 燃焼ガスの温度を速やかにアに掲げる温度以上にでき、それを維持するとともに、運転停止時に産業廃棄物を燃やしきるために必要な能力を有する助燃装置が設けられていること。

オ 押込送風機又は誘引送風機を単独又は組み合わせたものであって供給空気量の調節機能を有する空気供給設備が設けられていること。

(19) 燃焼ガス温度の連続測定・記録装置

燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が次により設けられていること。

ア 測定装置は、クロメル-アルメル熱電温度計又はこれと同等の能力を有するものとする。

イ 測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。

(20) 燃焼ガス冷却設備

集じん器に流入する燃焼ガスの温度を200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかに200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。

(21) 集じん器流入ガス温度の連続測定・記録装置

集じん器に流入する燃焼ガスの温度((20)のただし書の場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が次により設けられていること。

ア 測定装置は、クロメル-アルメル熱電温度計又はこれと同等の能力を有するものとする。

イ 測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。

(22) 排ガス処理設備

焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が次により設けられていること。

ア 排ガス処理設備は、電気集じん器、濾過式集じん器又はこれらと同等以上の能力を有するものとする。

イ 原則として、塩化水素除去設備を設置すること。

ウ 焼却能力に応じて、次に定めるばいじんの排出基準を満足することができる除去機能を有すること。

(ア) 4 t/時以上 0.04 g/Nm³

(イ) 2 ~ 4 t/時 0.08 g/Nm³

(ウ) 2 t/時未満 0.15 g/Nm³

エ 排ガス処理設備の前後の煙道で排ガスに乱流のない適切な位置に、JIS Z 8808に規定された排ガス測定口が設けられていること。

(23) 排ガス中の一酸化炭素濃度の連続測定・記録装置

焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が次により設けられていること。

ア 測定装置は、J I S B 7 9 5 1 に規定されたものであって、排ガス中の酸素濃度を基に酸素濃度 1 2 % 換算値に換算することができるものであること。

イ 測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。

(24) ばいじん及び燃え殻の分離排出・貯留設備

ばいじんを燃え殻と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び燃え殻を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。

(25) 灰出し設備

次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。

ア ばいじん又は燃え殻が飛散し、及び流出しない構造のものであること。

イ ばいじん又は燃え殻の熔融を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。

(ア) ばいじん又は燃え殻の温度をその融点以上にすることができるものであること。

(イ) 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

ウ ばいじん又は燃え殻の焼成を行う場合にあっては、次の要件を備えていること。

(ア) 焼成炉中の温度が 1, 0 0 0 °C 以上の状態でばいじん又は燃え殻を焼成することができるものであること。

(イ) 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(ウ) 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。

エ ばいじん又は燃え殻のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は燃え殻、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

2 ガス化改質方式の焼却施設に係る構造基準は、次のとおりとする。

ガス化改質方式の焼却施設にあっては、1・(1) から (17) まで、1・(24) 及び 1・(25) の規定の例によるほか、次の要件を備えていること。ただし、1・(11)・ア及びエの規定は適用しない。

(1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。

- ア ガス化設備内を廃棄物のガス化に必要な温度以上とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。
 - イ 外気と遮断されたものであること。
- (2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。
- ア 廃棄物のガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保持することができるものであること。
 - イ 外気と遮断されたものであること。
 - ウ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- (3) 改質設備中のガス温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が次により設けられていること。
- ア 測定装置は、クロメル-アルメル熱電温度計又はこれと同等の能力を有するものとする。
 - イ 測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。
- (4) 除去設備に流入する改質ガス(改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。)の温度を200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- (5) 除去設備に流入する改質ガスの温度((4)のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が次により設けられていること。
- ア 測定装置は、クロメル-アルメル熱電温度計又はこれと同等の能力を有するものとする。
 - イ 測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。
- (6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去装置が設けられていること。

第6 中間処理施設(焼却施設を除く。)の構造に関する基準

焼却施設を除く中間処理施設(以下「中間処理施設」という。)の構造に関する基準は、次のとおりとする。

1 共通基準

中間処理施設に係る共通の構造基準は、次のとおりとする。

(1) 囲い等

- ア 中間処理施設が設置された敷地には、みだりに関係者以外の人が中間処理施設に立ち入るのを防止することができる囲い等必要な措置が講じられていること。
- イ 囲いは、人により容易に破壊されず、かつ、人が通り抜けられない構造であり、原則として高さ1.8m以上のネットフェンス又はこれと同等以上の耐久性を有

するものであること。

ウ 出入口には、作業時間以外に人が立ち入らないように門扉が設けられ、施錠できる構造であること。

エ 中間処理施設が人のみだりに立ち入ることができないようになっている事業場内にある場合、又は中間処理施設の周囲が人のみだりに立ち入ることができない海面、河川、崖等の地形である場合には、その周囲については囲いを設ける必要がないこと。

オ 周辺環境との景観の調和について配慮されたものであること。

(2) 表示等

外部の見やすい箇所に、図 1 2 に示す標準様式に準じて、産業廃棄物の中間処理施設であることを表示する立札等の設備が設けられていること。なお、記載にあたっては、許可内容を列記するとともに、各処理品目及び処理能力について明示すること。

(3) 雨水等の流入防止設備

中間処理施設、保管設備等へ外部の雨水等が流入するのを防止できる開渠その他の設備が設けられていること。

(4) 搬入道路

搬入道路は、車両の通行に支障のないものとし、アスファルト等で舗装されたものであること。

(5) 災害防止設備

火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消防法その他の関係法令に準拠して適切な消火設備又は防爆設備が設けられていること。

(6) 洗車設備

ア 必要に応じ、産業廃棄物収集運搬車両に付着した土砂等を除去することができる洗車設備が設けられていること。

イ 洗車設備において発生する汚水、土砂等を適正に処理することができる設備が設けられていること。

(7) 駐車設備

中間処理施設が設置された敷地内又はその近接地に十分な広さを有する産業廃棄物収集運搬車両、自家用車等の駐車場が設けられていること。

(8) 管理事務所

中間処理施設が設置された敷地内又はその近接地に、中間処理施設を適正に維持管理するために必要な図書、機材等が常備された管理事務所が設けられていること。

(9) 保管設備

産業廃棄物の受入保管設備及び処理後の残さの保管設備は、次の要件を備えたものであること。

ア 囲い

周囲に次に掲げる要件を備えた囲いが設けられていること。

- (ア) 産業廃棄物の飛散、流出の防止及びみだりに人が保管設備に立ち入ることを防止できること。
- (イ) 人により容易に破壊されず、耐久性を有すること。
- (ウ) 保管設備の出入口は、作業時間以外において（ア）の規定が遵守されること。
- (エ) 保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該加重、自重、積載荷重、地震力、温度応力等に対して構造耐力上安全であること。

イ 掲示板

見やすい箇所に、図 1 1 により産業廃棄物の保管設備である旨、その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。

ウ 飛散、流出、地下浸透及び悪臭防止

保管設備から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置が講じられていること。

- (ア) 液状廃棄物又は飛散しやすい性状の産業廃棄物は屋内に保管すること。
- (イ) 液状廃棄物を保管する場合は、事故時における保管設備からの液状廃棄物の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、液状廃棄物が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。なお、流出防止堤の高さ、側溝の口径、貯留升の容量等は、事故時に流出する産業廃棄物の最大量を仮定して設計すること。
- (ウ) 汚水のしみだすおそれがある、又は雨水等の接触により汚水が発生するおそれがある産業廃棄物を取り扱う場合は、液状廃棄物に準じた措置を講ずること。
- (エ) 著しい悪臭の発生のおそれがある汚泥等の泥液状廃棄物等を保管する場合は、保管設備の密閉化を図り、室内を負圧とする換気設備を設け、この排気は脱臭装置で処理するなど必要な措置を講ずること。

エ 受入保管量の上限

受入保管設備の受入保管容量（受入保管設備が複数設置される場合は総保管容量）は、当該中間処理施設の 1 日当たりの処理能力に対し、次に掲げる日数分を超えないものであること。

- (ア) 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片（石綿含有産業廃棄物を除く。）又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合 28 日（アスファルト・コンクリートの破片にあっては、70 日）
- (イ) 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）第

2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において
廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合 60日

(ウ) (ア) 及び (イ) を除く産業廃棄物を保管する場合 14日

オ 順次処理

保管された産業廃棄物を受け入れ順に処理できる構造であること。

カ 特別管理産業廃棄物の保管

特別管理産業廃棄物の保管設備は、アからオの要件のほか、次に掲げる措置が講じられたものであること。

(ア) 仕切り設備

特別管理産業廃棄物に他の物が混入するおそれがないように仕切り等を設けること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

a 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であって、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合

b 特別管理産業廃棄物である特定施設排出物と特定施設排出物（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）とを混合する場合であって、当該産業廃棄物以外の物が混入するおそれがなく、かつ、混合した産業廃棄物の全量を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により処理する場合

(イ) 廃油又は PCB の揮発等の防止

特別管理産業廃棄物である廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃油又は PCB の揮発の防止が図られ、及び当該廃油、PCB 汚染物又は PCB 処理物が高温にさらされないこと。

(ウ) 廃酸又は廃アルカリの腐食防止

特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリにあつては、容器に入れ密封すること等当該廃酸又は廃アルカリによる腐食が防止できること。

(エ) PCB 汚染物等の腐食防止

PCB 汚染物又は PCB 処理物にあつては、当該 PCB 汚染物又は PCB 処理物の腐食を防止すること。

(オ) 廃水銀等の飛散等の防止

廃水銀等にあつては、容器に入れ密封すること等当該廃水銀等の飛散、流出又は揮発の防止が図られ、並びに当該廃水銀等が高温にさらされず、及び腐食を防止すること。

(カ) 廃石綿等の飛散防止

特別管理産業廃棄物である廃石綿等にあつては、梱包すること等当該廃石綿等の飛散を防止すること。

(キ) 腐食防止

腐食するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封する

こと等当該特別管理産業廃棄物の腐食を防止すること。

(10) 構造耐力

自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して、次により構造耐力上安全であること。なお、施設の設計は、建築基準法、同法施行令、日本建築学会等において定められた設計基準に準拠していること。

ア 自重

建物を構成する柱、床、屋根、壁、基礎等の荷重のほか、中間処理施設本体、コンベヤ、ホッパー、集じん器、コンデンサ等の機器を含めた荷重、及びクレーン等の動荷重について考慮すること。

イ 積載荷重

機械作業員、見学者等の人荷重のほか、メンテナンス又はオーバーホール時の工具、機器、部品、車両等の一時的な荷重についても考慮すること。

ウ その他の荷重

(ア) 水圧及び土圧

地下室、ピット、擁壁等は、地下水及び土圧が加わるので、一般的に認められている理論等によって構造を決定すること。

(イ) 風圧

強風、台風時に屋根又は壁面にかかる短期的な荷重について考慮すること。

(ウ) 積雪荷重

地域により短期荷重又は長期荷重として考慮すること。

エ 地震力

中間処理施設本体、建築物の地上部分、地下部分、屋上から突出する水槽等について十分な耐震性を考慮すること。

オ 温度応力

ラーメン、アーチ等の不静定構造物の設計で温度変化による応力を加味して設計する必要がある場合は、温度応力を考慮すること。

(11) 処理能力

中間処理施設の設置許可申請書等に記載した産業廃棄物を定常的に処理する能力を次により有すること。

ア 処理する産業廃棄物の種類に適した施設を採用すること。

イ 必要な処理残さ物の性状、排ガスの性状、放流水質等を確保しつつ所要の処理能力を保持すること。

ウ 中間処理施設本体と合わせて設置される受入設備、貯留設備、排水処理設備、排ガス処理設備等は、所要の処理能力を確保できる処理能力をそれぞれ有すること。

エ 処理能力は、処理する産業廃棄物の性状に大きく左右されるため、処理する産業廃棄物の性状について、あらかじめ分析を行うなど十分に確認すること。性状の1

つである密度については、別表5に掲げる数値を参考とし、この数値と大きく異なる場合は、その根拠を示すこと。

オ 1日当たりの処理能力の算定は、1日24時間稼働の場合にあつては24時間とし、それ以外の場合は実稼働時間とすること。ただし、実稼働時間が、1日当たり8時間に達しない場合には、稼働時間を8時間とすること。

(12) 腐食防止措置

産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生じる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

(13) 飛散、流出及び悪臭防止

産業廃棄物の飛散、流出及び悪臭を防止するため、次により必要な措置が講じられていること。

ア 飛散、流出防止対策

(ア) 液状廃棄物を取り扱う場合は、事故時における受入設備、中間処理施設本体等からの液状廃棄物の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、液状廃棄物が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。なお、流出防止堤の高さ、側溝の口径、貯留升の容量等は、事故時に流出する産業廃棄物の最大量を仮定して設計すること。

(イ) 汚泥等の汚水のしみだすおそれがある、又は雨水等の接触により汚水が発生するおそれがある産業廃棄物を取り扱う場合は、当該産業廃棄物の性状に応じ、液状廃棄物に準じた措置を講ずること。

(ウ) 木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック類等の粉じんの発生や飛散しやすい産業廃棄物を取り扱う場合は、散水装置等により粉じん防止措置を講ずること。

(エ) 破碎処理又は選別処理を行う場合は、破碎等によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために、それぞれの装置を屋内設置又は周囲を囲う構造とし、かつ、集じん器を設置するなど必要な措置を講ずること。

イ 悪臭防止対策

(ア) 著しい悪臭の発生のおそれがある汚泥等の泥液状廃棄物等を取り扱う場合は、施設の密閉化を図り、室内を負圧とする換気設備を設け、この排気は脱臭装置で処理するなど必要な措置を講ずること。

(イ) 施設の煙突から排出される悪臭により、生活環境の保全上支障が生じないようにすることができる脱臭設備が設けられていること。

(14) 騒音及び振動防止

著しい騒音及び振動を発生し、周辺的生活環境を損なわないものであり、次による措置が講じられていること。

ア 破砕機、圧縮機、切断機、選別機等は、低騒音及び低振動型のものを採用するとともに、距離減衰等による減衰が確保できない場合は防音及び防振設備を設けること。

イ 重機は、低騒音型のものを使用するとともに、施設設置場所によっては、ゴムホイール又はゴムクローラ仕様のものを使用すること。

ウ 機器の配置や建物の構造は、音源の種類や減衰距離を考慮した設計とし、音の反射や共鳴現象、関連機器との共振現象等が発生しないものとする。

(15) 排水処理設備

ア 中間処理施設から公共用水域等に排水を放流する場合は、処理水の水質を別表1に定める排水基準及び維持管理計画に放流水の水質について達成することとした数値が規定されている場合はその数値に適合させることができる排水処理設備が次により設けられていること。

(ア) 原則として、中間処理施設設置の敷地内に設けられていること。

(イ) 排水を放流するための放流先（河川等）が確保され、かつ、放流先までは管渠等の排水設備で導水すること。

(ウ) 排水の種類と性状によって、また、排水の生じる工程によって汚染物の種類が異なるので適切な処理方法を選定すること。

イ 焼却施設内への噴霧等による敷地内処理を行う場合は、次によること。

(ア) 燃焼ガス冷却設備への噴霧用として利用する場合は、悪臭物質発生などの懸念から排水処理後の処理水に限ること。

(イ) 循環使用する場合及びワンスルーの場合でも、塩類の蓄積濃度により、希釈水量、噴霧ノズル形式等に留意すること。

(16) 受入設備及び貯留設備

産業廃棄物の受入設備及び処理された産業廃棄物の貯留設備が次により設けられていること。

ア 受入設備

(ア) 施設に搬入される産業廃棄物量、搬出する処理残さ量、出入運搬車両数量等を正確に把握し、施設の管理を合理的に行う目的から計量装置を設置すること。

(イ) 産業廃棄物を処理設備に投入する供給装置は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するとともに供給する産業廃棄物が飛散、流出しない構造とすること。また、必要に応じて飛散、流出防止措置を講ずること。

(ウ) 産業廃棄物収集運搬車両から供給装置又は保管設備への投入作業等を円滑に行うための作業敷地は、十分な広さを有すること。

イ 貯留設備

中間処理施設に設けられる処理残さの貯留設備は、施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するとともに残さ物が飛散、流出しない構造とすること。また、必要に

応じて飛散、流出防止措置を講ずること。

2 個別基準

中間処理施設の構造に関する基準は、共通基準のほか次のとおりとする。

(1) 汚泥の脱水施設

ア 汚泥の性状の変化に対応して円滑に運転できる構造であること。

イ 施設が設置される床又は地盤面は、コンクリート等の不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

(2) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く。）

施設の煙突から排出される排ガスにより、生活環境の保全上支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が次により設けられていること。

ア 排ガス処理設備は、電気集じん器、濾過式集じん器又はこれらと同等以上の能力を有するものとする。

イ 施設が大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下同じ。）第2条第2項に定めるばい煙発生施設に該当する場合は、当該施設から発生するばい煙を大気汚染防止法第3条に定める排出基準以下とすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

ウ 排ガス処理設備の前後の煙道で排ガスに乱流のない適切な位置に、J I S Z 8 8 0 8 に規定された排ガス測定口が設けられていること。

(3) 汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設）

ア 天日乾燥床の側面及び底面は、コンクリート等の不透水性の材料が用いられていること。

イ 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。

ウ 降雨時に、雨水が天日乾燥床に入らないように開閉式の屋根等が設けられていること。

(4) 廃油の油水分離施設

ア 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。なお、流出防止堤の高さ、側溝の口径、貯留升の容量等は、事故時に流出する廃油等の最大量を仮定して設計すること。

イ 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しないコンクリート等の材料で築造され、又は被覆されていること。

(5) 廃酸又は廃アルカリの中和施設

ア 施設が設置される床又は地盤面は、コンクリート等の不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

イ 廃酸、廃アルカリ及び中和剤の流出を防止するために必要な流出防止堤等の設

備が設けられていること。

ウ 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合する攪拌装置及び水素イオン濃度測定装置が設けられていること。

エ 中和反応に伴い発生するガスにより周囲の生活環境が損なわれることのないよう、必要に応じ排ガス処理設備が設けられていること。

(6) 廃プラスチック類の破碎施設

ア 粉じんが飛散しない構造の建屋内に設置されていること。

イ 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていること。

(7) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設

ア 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

イ 汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練り設備が設けられていること。

ウ 施設から発生する汚水は循環又は再利用するなど、原則として外部に排出しない構造であること。

エ 養生場所は、雨水及び地表水が流入しない構造であること。

(8) 水銀又はその化合物を含む汚泥の焙焼施設

ア 施設が設置される床又は地盤面は、コンクリート等の不透水性材料で築造され、又は被覆されていること。

イ 施設の煙突から排出される排ガスにより、生活環境の保全上支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が次により設けられていること。

(ア) 排ガス処理設備は、電気集じん器、濾過式集じん器又はこれらと同等以上の能力を有するものとする。

(イ) 施設が大気汚染防止法第2条第2項に定めるばい煙発生施設に該当する場合は、当該施設から発生するばい煙を大気汚染防止法第3条に定める排出基準以下とすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

ウ 排ガス処理設備の前後の煙道で排ガスに乱流のない適切な位置に、J I S Z 8 8 0 8 に規定された排ガス測定口が設けられていること。

エ 次の要件を備えた焙焼設備が設けられていること。

(ア) 焙焼温度がおおむね600℃以上の状態で焙焼することができるものであること。

(イ) 焙焼温度をおおむね600℃以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。

(ウ) 焙焼温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が次により設けられて

いること。

a 測定装置は、クロメル-アルメル熱電温度計又はこれと同等の能力を有するものとする。

b 測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。

(エ) 施設の安定した運転管理を行うために必要な温度、流量、圧力等の計測制御装置及び異常警報装置が設けられていること。

オ 焙焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。

カ 必要十分な容量の焙焼残さ貯留設備が設けられていること。

(9) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設

ア 施設が設置される床又は地盤面は、コンクリート等の不透水性の材料で築造され、又は被覆されていること。

イ 高温熱分解方式の施設にあつては、次の要件を備えた設備が設けられていること。

(ア) 施設の煙突から排出される排ガスにより、生活環境の保全上支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が次により設けられていること。

a 排ガス処理設備は、電気集じん器、濾過式集じん器又はこれらと同等以上の能力を有するものとする。

b 施設が大気汚染防止法第2条第2項に定めるばい煙発生施設に該当する場合は、当該施設から発生するばい煙を大気汚染防止法第3条に定める排出基準以下とすることができる排ガス処理設備が設けられていること。

(イ) 排ガス処理設備の前後の煙道で排ガスに乱流のない適切な位置に、J I S Z 8 8 0 8 に規定された排ガス測定口が設けられていること。

(ウ) 熱分解室の出口における炉温が900℃以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。

(エ) 熱分解室の出口における炉温を速やかに900℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。

(オ) 熱分解室への供給空気量を調節することができるダンパー等の装置が設けられていること。

(カ) 熱分解室出口における炉温を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が次により設けられていること。

a 測定装置は、クロメル-アルメル熱電温度計又はこれと同等の能力を有するものとする。

b 測定値を自動的に連続して記録できる記録装置を設けること。

(キ) 施設の安定した運転管理を行うために必要な温度、流量、圧力等の計測制御装置及び異常警報装置が設けられていること。

(ク) 必要十分な容量の熱分解残さ貯留設備が設けられていること。

ウ 酸化分解方式の施設にあつては、次の要件を備えた設備が設けられていること。

(ア) 廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備が設けられていること。

(イ) 反応槽はシアンを十分に分解できる滞留時間を保てる容量とし、廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合する攪拌装置、水素イオン濃度測定装置、酸化還元電位測定装置等が設けられていること。

(ウ) 反応に伴い発生するガスにより周囲の生活環境が損なわれることがないように、排ガス処理設備が設けられていること。

(10) 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設

ア 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。なお、流出防止堤の高さ、側溝の口径、貯留升の容量等は、事故時に流出する廃油等の最大量を仮定して設計すること。

イ 処理しようとする廃 PCB 等又は PCB 処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

ウ 分解施設から公共用水域等に排水を放流する場合は、1・(15)に規定する排水処理設備に従うほか、処理水の水質をダイオキシン類の濃度について $10 \text{ pg-T E Q} / \text{l}$ 以下 (より厳しい数値を達成することとした場合は、当該数値) に適合させることができる排水処理設備が設けられていること。

エ 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a 廃 PCB 等又は PCB 処理物及び薬剤等を混合する攪拌装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。

b 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(イ) 廃 PCB 等又は PCB 処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。

オ 超臨界水酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

(ア) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

a 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。

b 反応器内を超臨界水酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。

c 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための

装置が設けられていること。

(イ) 廃 PCB 等又は PCB 処理物及び酸化剤等の供給量を調整するための設備が設けられていること。

(ウ) 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分解する設備が設けられていること。

(11) PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設

ア 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。なお、流出防止堤の高さ、側溝の口径、貯留升の容量等は、事故時に流出する廃油等の最大量を仮定して設計すること。

イ 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しないコンクリート等の材料で築造され、又は被覆されていること。

ウ 施設から発生する汚水は循環又は再利用するなど、原則として外部に排出しない構造であること。

エ PCB 汚染物又は PCB 処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。

オ 洗浄施設から公共用水域等に排水を放流する場合は、1・(15)に規定する排水処理設備に従うほか、処理水の水質をダイオキシン類の濃度について 10 pg-TEQ/l 以下（より厳しい数値を達成することとした場合は、当該数値）に適合させることができる排水処理設備が設けられていること。

(12) その他の施設

前(1)から(11)に掲げる施設以外の指定処理施設は、当該施設に類似する(1)から(11)に掲げる施設の個別基準の例によること。

附則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 排水基準

	項 目	基 準	対象施設
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと。	管理型最終処分場、 中間処理施設
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/l 以下	
3	カドミウム及びその化合物	0.03 mg/l 以下	
4	鉛及びその化合物	0.1 mg/l 以下	
5	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1 mg/l 以下	
6	六価クロム化合物	0.2 mg/l 以下	
7	砒素及びその化合物	0.1 mg/l 以下	
8	シアン化合物	0.5 mg/l 以下	
9	ポリ塩化ビフェニル（PCB）	0.003 mg/l 以下	
10	トリクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	
11	テトラクロロエチレン	0.1 mg/l 以下	
12	ジクロロメタン	0.2 mg/l 以下	
13	四塩化炭素	0.02 mg/l 以下	
14	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/l 以下	
15	1,1-ジクロロエチレン	1 mg/l 以下	
16	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/l 以下	
17	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/l 以下	
18	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/l 以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/l 以下	
20	チウラム	0.06 mg/l 以下	
21	シマジン	0.03 mg/l 以下	
22	チオベンカルブ	0.2 mg/l 以下	
23	ベンゼン	0.1 mg/l 以下	
24	セレン及びその化合物	0.1 mg/l 以下	
25	1,4-ジオキサン	0.5 mg/l 以下	管理型最終処分場
26	ほう素及びその化合物	50 mg/l 以下	管理型最終処分場、 中間処理施設
27	ふっ素及びその化合物	10 mg/l 以下	管理型最終処分場、 中間処理施設
28	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	200 mg/l 以下	管理型最終処分場
29	水素イオン濃度（pH）	5.8 以上 8.6 以下	管理型最終処分場、 中間処理施設
30	生物化学的酸素要求量（BOD）	25（日間平均 20）mg/l 以下（※1, 2）	
31	化学的酸素要求量（COD）	25（日間平均 20）mg/l 以下（※1, 2）	
32	浮遊物質（SS）	60（日間平均 50）mg/l 以下（※2）	
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉱油類含有量）	1 mg/l 以下	
34	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （動植物油脂類含有量）	10 mg/l 以下	

35	フェノール類含有量	1 mg/l 以下	管理型最終処分場、 中間処理施設（焼却 施設のみ。）
36	銅含有量	2 mg/l 以下	
37	亜鉛含有量	2 mg/l 以下	
38	溶解性鉄含有量	10 mg/l 以下	
39	溶解性マンガン含有量	10 mg/l 以下	
40	クロム含有量	2 mg/l 以下	
41	大腸菌群数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下 (※2)	
42	窒素含有量	120 (日間平均 60) mg/l 以下 (※2)	
43	燐含有量	16 (日間平均 8) mg/l 以下 (※2)	
44	ダイオキシン類	10 pg-TEQ/l 以下	

備 考

- ※1 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
- ※2 日間平均とは、1日の作業時間内において排出水を3回以上測定した結果の平均値として取り扱うこととする。この場合、作業開始直後及び作業終了直前において排出水が排出されている時点を必ず含むものとする。

別表2 産業廃棄物の種類と焼却施設形式

産業廃棄物の種類	固定火格子	固定床燃焼	階段式ストーカ	ロータリーキルン	流動床	噴霧式
汚泥				○	○	
廃油		○		○	○	○
廃酸、廃アルカリ		○		○	○	○
廃プラスチック類		○	○	○	○	
紙くず	○	○	○	○	○	
木くず	○	○	○	○	○	
繊維くず	○	○	○	○	○	
動植物性残さ	○	○	○	○	○	
ゴムくず	○	○	○	○	○	
動物のふん尿	○	○	○	○	○	
動物の死体	○	○	○	○	○	
感染性産業廃棄物	○	○	○	○	○	

※○印については、数種の廃棄物との混焼の場合も考慮しており、必ずしも専焼炉を表していない。また、乾燥などの前処理により焼却することは考慮外である。

別表3 焼却施設形式による燃焼特性値

焼却施設形式	火格子焼却率(kg/m ² ・h)	燃焼室熱負荷(kcal/m ³ ・h)
固定火格子	50 ~ 250	100,000 ~ 250,000
固定床燃焼	50 ~ 200	100,000 ~ 250,000
階段式ストーカ	40 ~ 300	50,000 ~ 150,000
ロータリーキルン	20 ~ 300	100,000 ~ 250,000
流動床	200 ~ 600	50,000 ~ 1,500,000

※1cal = 4.184Jである。

別表4 産業廃棄物の種類と性状

産業廃棄物の種類	内容(例)	低位発熱量(kcal/kg)-湿基準
汚泥	石灰薬注、熱処理、高分子凝集汚泥等	~ 700
廃油	ガソリンスタンド、車両整備、鉄工所廃油等	6,000 ~ 11,000
廃酸・廃アルカリ	苛性ソーダ廃液、アンモニア廃液等	※
廃プラスチック類	高分子系、タイヤ、ビニール、容器等	4,500 ~ 10,300
ゴムくず	天然ゴム屑	※
紙くず	新聞紙、段ボール、包装紙等	2,600 ~ 3,900
木くず	草、木等	2,600 ~ 2,700
繊維くず	木綿屑、毛糸屑等	3,600 ~ 4,900
動植物性残さ	動植物性厨芥、残飯等	500 ~ 1,700
動物のふん尿	牛、馬、豚、鳥等のふん尿	500 ~ 1,500
動物の死体	牛、馬、豚、鳥等の死体	500 ~ 1,500

※廃酸・廃アルカリ及びゴムくずは、非可燃性廃棄物として取り扱った。

※1cal = 4.184Jである。

別表5 産業廃棄物の密度

産業廃棄物の種類	換算比重(t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算比重(t/m ³)
燃え殻	1.14(0.8 ~ 1.8)	繊維くず	0.12
汚泥	1.10(0.8 ~ 1.8)	動植物性残さ	1.00(0.8 ~ 1.2)
廃油	0.90	ゴムくず	0.25
廃酸	1.25	金属くず	1.13(0.4 ~ 1.7)
廃アルカリ	1.13	ガラスくず及び陶磁器くず	1.00(0.7 ~ 1.5)
廃プラスチック類	0.35(0.1 ~ 0.4)	鋳さい	1.93(0.9 ~ 2.1)
紙くず	0.30(0.2 ~ 0.9)	がれき類	1.48
木くず	0.55(0.3 ~ 1.0)	ばいじん	1.26

※換算比重の数値は平均的な数値であり、() 内は諸データの範囲を示す。

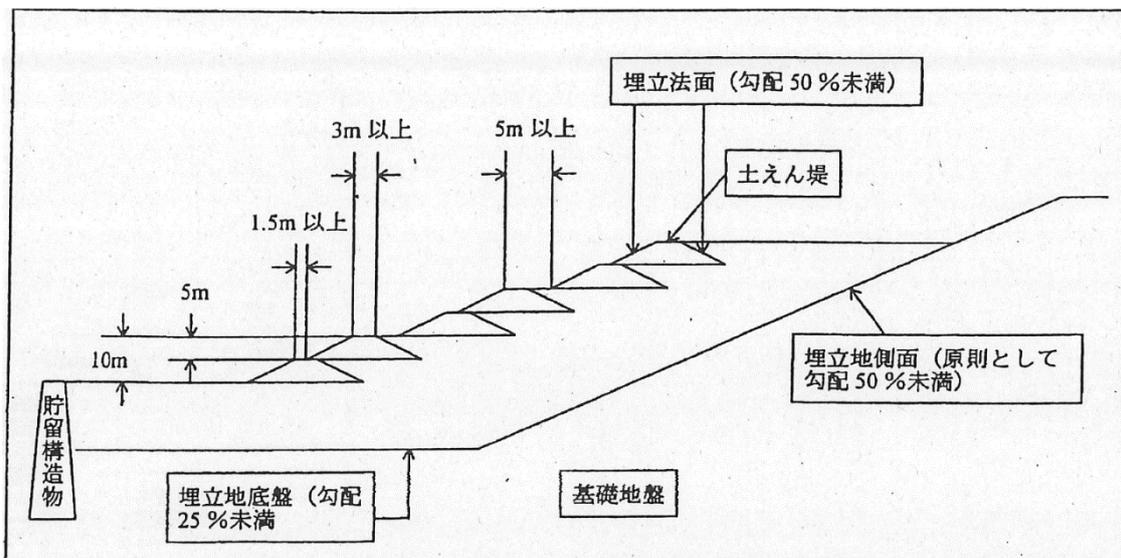


図1 最終処分場に係る用語の定義

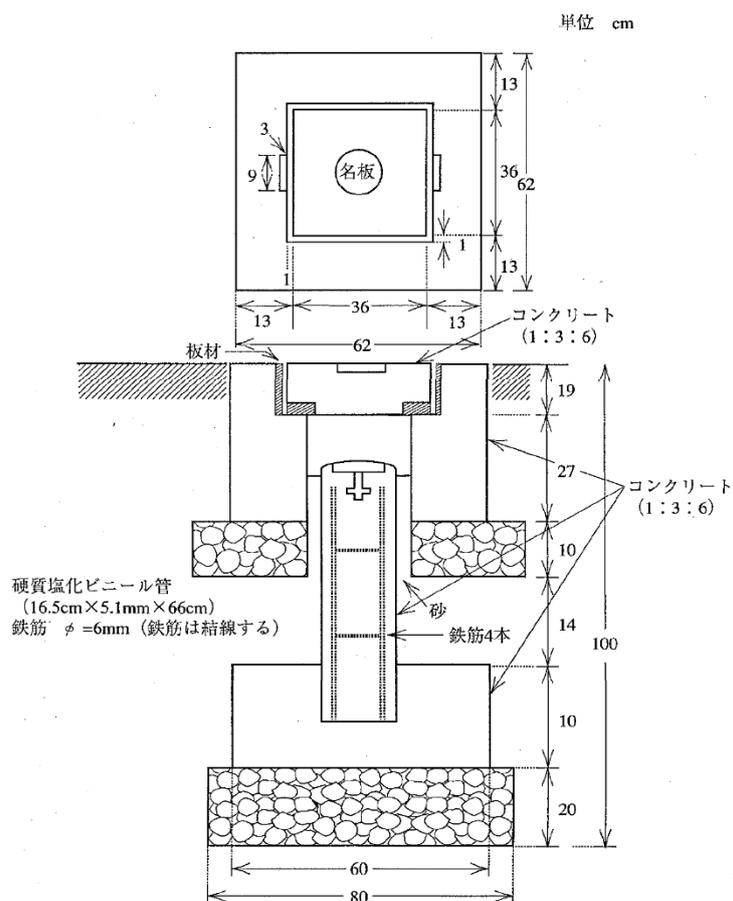


図2 測量標の地下埋設図

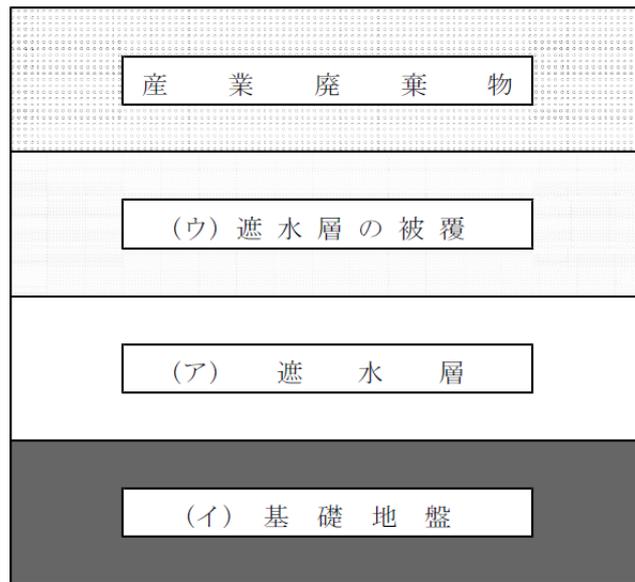


図3 表面遮水工の構成

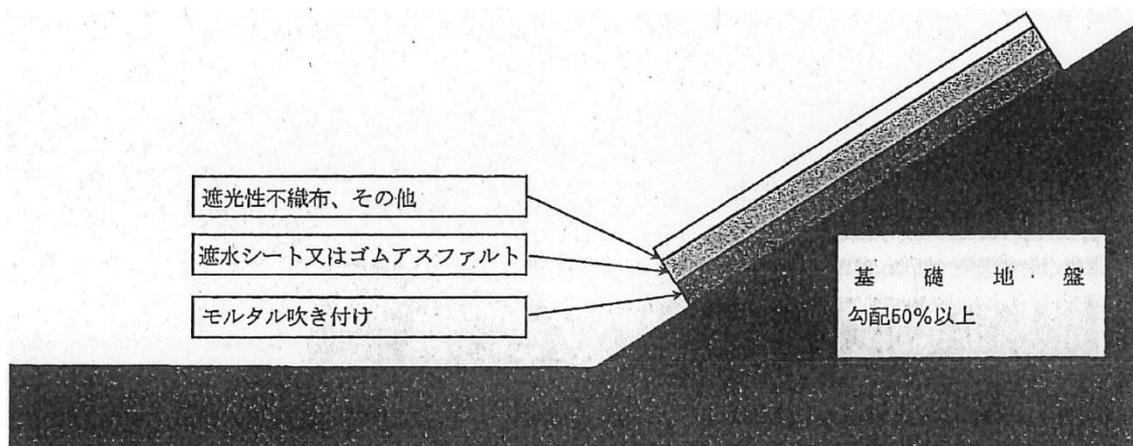


図4 勾配が50%以上で保有水が達するおそれがない法面の表面遮水工

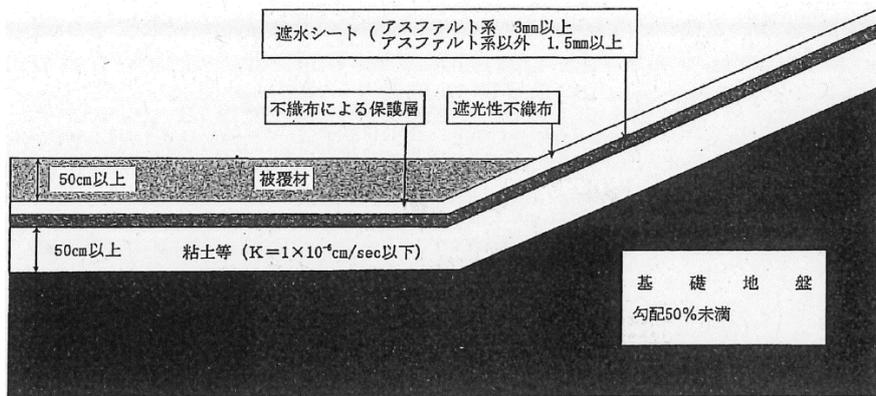


図5 (ア)・aに規定する表面遮水工

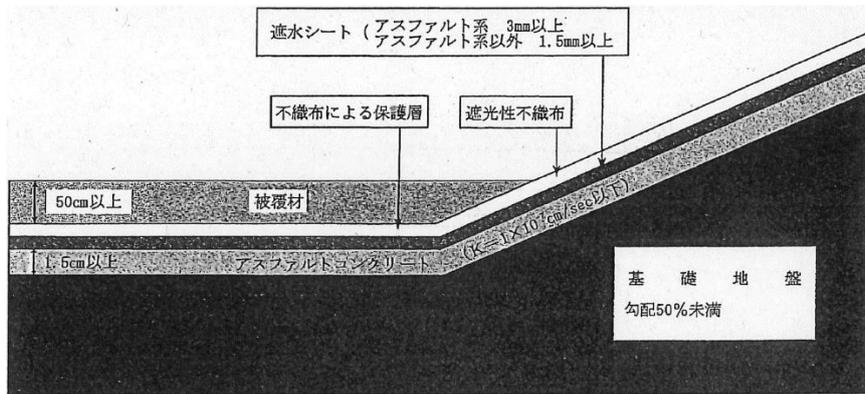


図6 (ア)・bに規定する表面遮水工

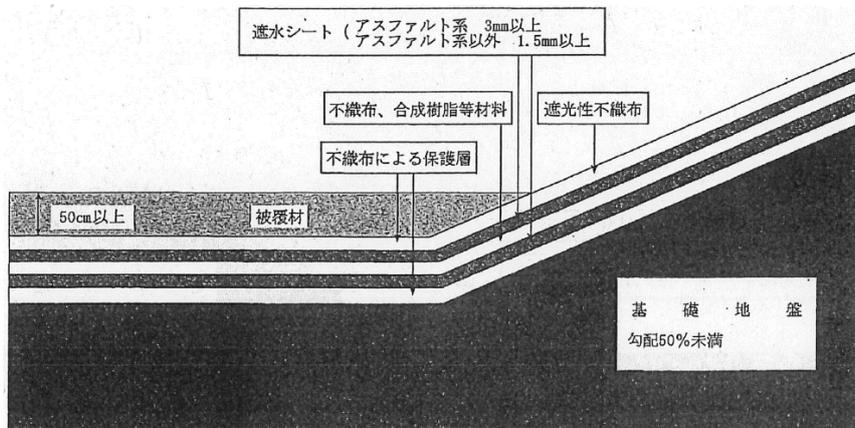
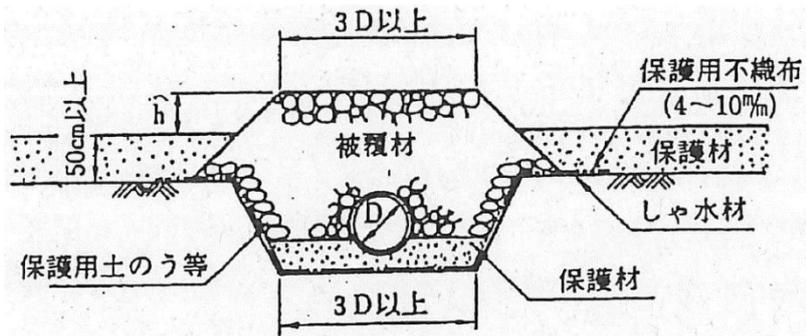
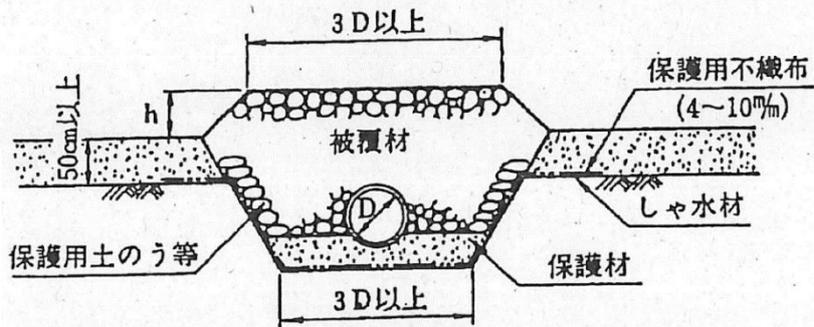


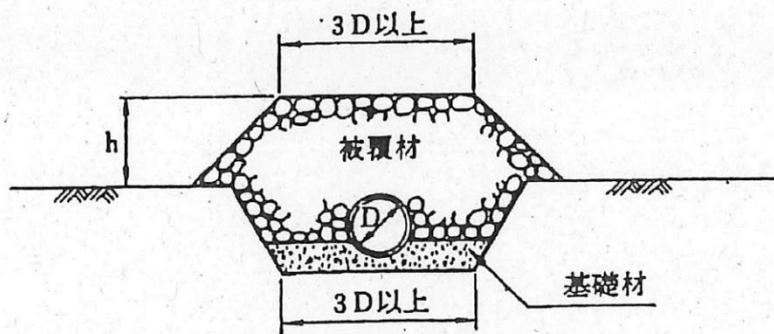
図7 (ア)・cに規定する表面遮水工



(A) 被覆材先行



(B) 保護工先行



(C) 表面しゃ水工がない場合

(幹線の場合 $h = 50\text{cm}$ 以上)
 (支線の場合 $h = 30\text{cm}$ 以上)

図8 底部排水管の構造

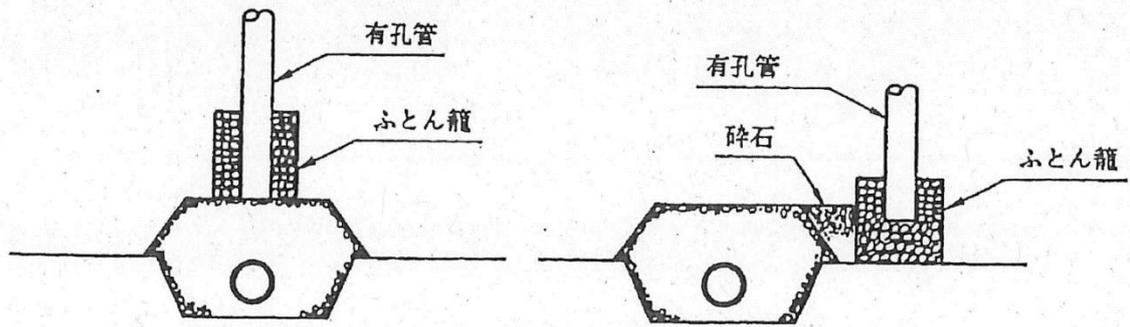


図9 堅型集排水管の構造

25	産業廃棄物の焼却施設			125	
25	産業廃棄物処理業者名	〇〇〇〇会社 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号			
25	産業廃棄物の種類				
25	処理能力				
25	管理者名	〇 〇 〇 〇	連絡先		
	50	50	25	75	
	200				

備考

- 1 寸法の単位はcmとし、原則としてこれ以上の大きさとする。
- 2 材質は耐久性のもので、強度が十分あること。
- 3 塗装は下地を白色、文字を黒色とするなど見やすくすること。
- 4 排出事業者の設置するものにあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるものは「排出事業者名」とし、許可番号は不要であること。
- 5 産業廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等に区分して記載すること。特別管理産業廃棄物の場合にあつても同様に記載すること。
- 6 処理能力は、許可を受けた焼却施設の処理能力を記載すること。1つの施設に2以上の焼却施設の許可を受けた場合、それぞれの施設の種類ごとに処理能力を記載すること。
- 7 連絡先は焼却施設の管理全般について責任をもって対応しうる者の住所、氏名、電話番号等を記載すること。

図10 焼却施設の立札の標準様式

産業廃棄物の受入（処理後の残さの）保管設備			
産業廃棄物の種類	○ ○ ○ ○ ○ ○		
保管面積及び容量	保管面積：○ m ² 保管容量：○ t		
保管高さの最上限	○ m		
管理者名	○ ○ ○ ○	連絡先	

備考

- 縦及び横それぞれ60cm以上であること。
- 材質は耐久性のもので、強度が十分あること。
- 塗装は下地を白色、文字を黒色とするなど見やすくすること。
- 「産業廃棄物の受入保管設備」又は「処理後の残さの保管設備」と区分して表示すること。
- 保管する産業廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等に区分して記載すること。特別管理産業廃棄物の場合にあっても同様に記載すること。
- 保管面積は保管設備の敷地面積とし、保管容量は保管する産業廃棄物の種類ごとにそれぞれ記載すること。また、保管容量の記載に当たっては、原則として、汚泥、廃油の場合はm³、その他の産業廃棄物の場合はtで記載し、処理施設の処理能力と保管能力を比較できる単位とすること。
- 保管高さの最上限は、屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号）第1条の6に規定する高さのうち最高のものを記載すること。
- 連絡先は保管設備の管理全般について責任をもって対応しうる者の住所、氏名、電話番号等を記載すること。

図11 保管設備の掲示板様式

25	産業廃棄物の中間処理施設			150
25	産業廃棄物処理業者名	〇〇〇〇会社 許可番号 第〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇号		
25	中間処理施設の種類			
25	産業廃棄物の種類			
25	処理能力			
25	管理者名	〇 〇 〇 〇	連絡先	
	50	50	25	75
	200			

備考

- 1 寸法の単位はcmとし、原則としてこれ以上の大きさとする。
- 2 材質は耐久性のもので、強度が十分あること。
- 3 塗装は下地を白色、文字を黒色とするなど見やすくすること。
- 4 排出事業者の設置するものにあつては、「産業廃棄物処理業者名」とあるものは「排出事業者名」とし、許可番号は不要であること。
- 5 中間処理施設の種類の、許可を受けた中間処理施設の種類の記載すること。
- 6 産業廃棄物の種類は、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類等に区分して記載すること。特別管理産業廃棄物の場合にあつても同様に記載すること。
- 7 処理能力は、許可を受けた中間処理施設の処理能力を記載すること。
- 8 連絡先は中間処理施設の管理全般について責任をもって対応する者の住所、氏名、電話番号等を記載すること。

図 1 2 中間処理施設の立札の標準様式